

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月2日

【会社名】 三菱倉庫株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Logistics Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 倉 正 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目19番1号

【電話番号】 東京03(3278)6611

【事務連絡者氏名】 総務部文書課長 前 田 義 美

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目19番1号

【電話番号】 東京03(3278)6611

【事務連絡者氏名】 総務部文書課長 前 田 義 美

【縦覧に供する場所】

三菱倉庫株式会社 横浜支店
(横浜市中区太田町四丁目55番地 横浜馬車道ビル)

三菱倉庫株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅三丁目16番22号
名古屋ダイヤビルディング1号館)

三菱倉庫株式会社 大阪支店
(大阪市福島区野田六丁目5番20号 大阪ダイヤビルディング)

三菱倉庫株式会社 神戸支店
(神戸市中央区東川崎町一丁目7番4号
ハーバーランドダイヤニッセイビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成30年6月28日開催の第215回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭とする。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 14 円

総額 1,226,788,598 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

自家保険積立金 200,000,000 円

別途積立金 8,000,000,000 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,200,000,000 円

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、松井明生、藤倉正夫、小原祥司、平岡 昇、篠原文博、若林 仁、斉藤 康、木村伸児、榎原 稔、三木繁光、宮原耕治、西川浩司、奈良場三郎及び中島立志を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、桜井憲二を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)末時点の取締役14名に対し、取締役賞与総額4,500万円(うち社外取締役3名に対して総額450万円)を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	670,619個	85,316個	0個	88.00%	可決
第2号議案 取締役14名選任の件					
松井明生	570,937個	200,796個	399個	73.35%	可決
藤倉正夫	663,455個	108,277個	399個	85.23%	可決
小原祥司	614,866個	140,568個	399個	80.68%	可決
平岡 昇	614,902個	140,532個	399個	80.68%	可決
篠原文博	612,526個	142,906個	399個	80.37%	可決
若林 仁	702,920個	52,514個	399個	92.23%	可決
斉藤 康	703,040個	52,394個	399個	92.25%	可決
木村伸児	703,040個	52,394個	399個	92.25%	可決
榎原 稔	595,331個	160,501個	0個	78.12%	可決
三木繁光	615,618個	140,214個	0個	80.78%	可決
宮原耕治	645,460個	109,974個	399個	84.69%	可決
西川浩司	740,487個	15,346個	0個	97.16%	可決
奈良場三郎	740,482個	15,351個	0個	97.16%	可決
中島立志	740,477個	15,356個	0個	97.16%	可決
第3号議案 監査役1名選任の件	669,073個	86,860個	0個	87.79%	可決
第4号議案 取締役賞与支給の件	617,483個	138,451個	0個	81.02%	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりである。

- (1) 第1号議案及び第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
- (2) 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2 賛成比率は当該株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む。))に対する割合である。
- 3 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数は872,307個である。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを集計した結果、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法に則って決議が成立したため、当日出席株主の議決権の数の一部を集計しておりません。